

参考資料3：視覚表示について

<バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)抜粋>

①視覚表示設備

考え方	一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車いす使用者の視点は一般歩行者よりおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えている。移動等円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要である。サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出高さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠である。さらにサインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たい利用者にわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。
-----	---

□ガイドライン		
■サインシステム		
●基本的事項		
サインの種別	○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。 ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン	

表示方法	○出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。 ◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。 ○英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。 ◇固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。 ◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。 ○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。 ◇弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましい。 ○安全色に関する色彩は、別表 2t による。出口に関する表示は、この JIS 規格により黄色とする。 ○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。 ○サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。 ○色覚障害者に配慮し、参考 2-5 を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。 留意すべき色の選択例： ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。 見分けにくい色の組み合わせ例： ・「赤と黒」「赤と緑」「緑と茶色」「黄緑と黄色」「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難 ・明度や彩度の差には敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。 また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。 ◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。 ○ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用いる。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用する。 ◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましい。	参考 2-1 参考 2-2 参考 2-3 別表 2-1 参考 2-4 参考 2-5 参考 2-6 別表 2-2
------	--	--

●誘導サイン・位置サイン		
表示する 情報内容	○誘導サイン類に表示する情報内容は別表 2-3 のうち必要なものとする。 ○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備を優先的に表示する。 ◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。 ○位置サイン類に表示する情報内容は別表 2-4 のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。 ○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。	別表 2-3 別表 2-4
表示面と器具の デザイン	◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。	参考 2-6 参考 2-7
表示面の向きと 掲出高さ	○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。 ○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。 ○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮する。 ◇動線と対面する向きのサイン 2 台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2 台を十分離して設置することが望ましい。	参考 2-8
配置位置と 配置間隔	○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。 ○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。 ◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。 ○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。	

●案内サイン		
表示する 情報内容	○構内案内図に表示する情報内容は、別表 2-5 のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。 ○構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。 ○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表 2-6 のうち必要なものとする。 ◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を表示することが望ましい。	別表 2-5 別表 2-6
表示面と器具の デザイン	◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。 ◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。	参考 2-9 [抜粋せず]
表示面の向きと 掲出高さ	◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないように配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。 ◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。 ○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。 ○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車いす使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。 ○券売機上部に掲出する運賃表の幅は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。 ○案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮する。	参考 2-10 参考 2-1 参考 2-12 [抜粋せず]
配置位置と 配置間隔	○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。 ◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することが望ましい。 ◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することが望ましい。 ◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することが望ましい。 ◇地下駅等におけるバリアフリー化された経路上ではない各出入口において、エレベーターが設置されている出入口までを示す位置案内図等を設置し、バリアフリー化された経路への誘導経路を示すことが望ましい。	参考 2-9 [抜粋せず]
乗換経路等 誘導時の配慮	◇隣接する他社線、公共空間とは連続的に誘導サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあたっては、施設設置管理者間で協議調整の上、表示する情報内容を統一し、誘導サインがとぎれないよう留意する。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては、協議会等を設置して検討する。 ○他の事業者や他の公共交通機関への乗り換え経路への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。	

■可変式情報表示装置		
可変式情報表示装置とは、LED などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のことという。		
表示する 情報内容	○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行・運航に関する情報とする。 ◇車両等の運行・運航の異常に関連して、遅れ状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供することが望ましい。この場合、緊急時の表示メニューを用意することも有効である。ネットワークを形成する他の交通機関の運行・運航に関する情報も、提供することが望ましい。 ○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。 ◇運休（欠航）・遅延の別や運行（航）障害発生の原因等の情報を、運休（欠航）が発生した場合、事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。 ○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中であることを継続的に示す。	参考 2-13
表示方式	◇表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の明度の差を大きくすること、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするが望ましい。 ○色覚障害者に配慮し、参考 2-5 を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。 ◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましい。	参考 2-5
案内放送 による提供	○上述の情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。	
配置位置	○車両等の運行・運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。 ◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一することが望ましい。	参考 2-14

< 参考 >

移動等円滑化基準
（運行情報提供設備） 第 10 条 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 （標識） 第 11 条 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。 2 前項の標識は、日本工業規格 Z 八二一〇に適合するものでなければならない。 （移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内） 第 12 条 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

別表 2-1: JIS Z9103-2005 「安全色・一般的事項」に示されている安全色の表示事項及び使用箇所
(サインシステムと関連する内容を抜粋した)

色の区分	色材 (注)	意味	使用箇所及び使用例
赤 (安全色)	A	防火	- 消火器、非常用電話などを示す防火標識、同様の防火警標、配管系識別、の消火装置 - 防火設備の位置を表示する安全マーキング
		禁止	- 消火器、消火栓、消火バケツ、火災報知器の塗色 - 禁煙、立入禁止などの禁止標識、同様の禁止警標 - 禁止の位置を表示する安全マーキング (立入禁止のバリケード)
		停止	緊急停止のボタン、停止信号旗
	B	防火	消火器、消火栓、火災報知器その他の消防用具などの所在を示す色光
		停止 緊急	- 信号の“停止” - 緊急自動車の使用する赤色灯、緊急停止ボタンの所在を示す色光、緊急事態を通報し又は救助を求めるための発光信号
黄赤 (安全色)	A	危険 明示 (航海・航空 の保安施設)	- スイッチボックスの内ふた (蓋)、機械の安全カバーの内面 - 救命いかだ、救命具、救命ブイ、水路標識、船舶けい (繫留ブイ) - 飛行場救急車、燃料車
黄 (安全色)	A	警告	- 警告標識、警告警標、警告表示 - 危険位置を表示する安全マーキング、火薬類、劇薬類容器のマーキング - 低いはり、衝突のおそれがある柱、床上の突出物、床面の端 - 踏切諸施設の踏切注意さく、踏切遮断機、踏切警報機
		明示	駅舎、改札口、ホームなどの出口表示
	B	注意	信号の“注意”
緑 (安全色)	A	安全状態	- 安全旗及び安全指導標識 - 労働衛生旗及び衛生指導標識 - 保護具箱 (ケース)、担架、救急箱、救護室の位置及び方向を示す標識並びに警標 - 非常口の位置及び方向を示す標識、広域避難場所標識 - 安全状態を表示する安全マーキング
		進行	進行信号旗
	B	安全状態 進行	- 救急箱、保護具箱 (ケース)、担架、救護所、救急箱などの位置を示す色光 - 信号の“進行”
青 (安全色)	A	指示	保護めがね着用、修理中などを示す指示標識
		誘導	- 指示を表示する安全マーキング - 駐車場の位置及び方向を示す透過色光による誘導標識
赤紫 (安全色)	A (再帰性 反射体を 除く)	放射能	- 放射能標識、放射能警標 - 放射能に関するマーキング
白 (対比色)	A	通路	- 通路の区画線及び方向線並びに誘導標識 - 安全標識、警標などの地色、図記号 - 安全マーキング
	りん光 (黄みの 白)		停電時に機能する安全標識、警標、特に避難誘導標識の対比色
黒 (対比色)	A (蛍光材 材料及び再 帰性反射 体を除く)		- 安全標識、警標の図記号、警告標識、警告警標の帯状三角形 - 補助標識の文字、境界線 - 安全マーキング

注) 色材 A は、一般材料、蛍光材料、再帰性反射体、透過色光を示す。色材 B は、信号灯を示す。

別表 2-2：標準案内用図記号

JIS Z 8210 案内用図記号

安全、禁止、注意及び指示図記号に用いる基本形状、色並びに使い方

安全－防火・危険

安全－誘導

禁止

注意

指示

洪水・堤防案内

1 公共・一般施設 Public Facilities

案内所
Question & answer

情報コーナー
Information

病院
Hospital

救護所
First aid

警察
Police

お手洗
Toilets

男子
Men

女子
Women

身障者用設備
Accessible facility

車椅子スロープ
Accessible slope

飲料水
Drinking water

喫煙所
Smoking area

喫煙所
Smoking area

(備考)
火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。

チェックイン
/受付
Check-in / Reception

忘れ物取扱所
Lost and found

ホテル/宿泊施設
Hotel / Accommodation

きっぷうりば
/精算所
Tickets / Fare adjustment

手荷物一時預かり所
Baggage storage

コインロッカー

休憩所/待合室

ミーティング
ポイント
Meeting point

銀行・両替
Bank, money exchange

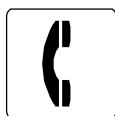
[注2]
(通貨記号
差し替え可)

キャッシュサービス
Cash service

[注2]
(通貨記号
差し替え可)



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室（女子）
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Trash box



くず入れ
Collection facility for
the recycling products



リサイクル品回収施設
Water fountain



洪水
flood

〔注 1〕
（文字による
補助表示が必要）



堤防
levee

〔注 1〕
（文字による
補助表示が必要）

2 交通施設 Transport Facilities



航空機/空港
Aircraft / Airport



鉄道/鉄道駅
Railway /
Railway station



船舶/フェリー/港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター
/ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス/バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー
/タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



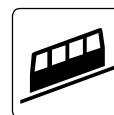
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関/荷物検査
Customs
/ Baggage check



出国手続/入国手続/検疫/書類審査
Immigration / Quarantine
/ Inspection

3 商業施設 Commercial Facilities



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier

[注2]
(通貨記号
差し替え可)

4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地/景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場/プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

5 安全 Safety



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



広域避難場所
Safety evacuation area



避難所（建物）
evacuation shelter

[注1]
(文字による
補助表示が必要)

注) 船舶の安全に関する図記号については、別途「船舶安全法」によること。

6 禁止 Prohibition



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



禁煙
No smoking

(備考)
火災予防条例で左記の図記号の
使用が規定されている場所には、
左記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな/かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices

[注1]
(文字による
補助表示が必要)



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams

[注1]
(文字による
補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

7 注意 Warning



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles

[注1]
(文字による
補助表示が必要)



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop

[注1]
(文字による
補助表示が必要)



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution, electricity

[注1]
(文字による
補助表示が必要)

8 指示 Mandatory



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
左側にお立ちください
Please stand on the left



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
右側にお立ちください
Please stand on the right



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
一列並び
Line up single file



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
二列並び
Line up in twos



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
三列並び
Line up in threes



[注 1]
(文字による
補助表示が必要)
四列並び
Line up in fours



矢印
Directional arrow

注) 詳細については、JIS Z 8210 案内用図記号を参照のこと。

(参考) JIS Z 8210 以外の案内用図記号



店舗/売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容/美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service



公園
Park



博物館/美術館
Museum



歴史的建造物 1
Historical monument 1



歴史的建造物 2
Historical monument 2



歴史的建造物 3
Historical monument 3



非常口
Emergency exit



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



スキーリフト
Ski lift



腰掛け式リフト
Chair lift



安全バーを閉める
Close overhead
safety bar



安全バーを開ける
Open overhead
safety bar



徒歩客は降りる
Foot passenger have
to get off



スキーの先を上げる
Raise ski tips



スキーヤーは降りる
Skiers have to get off

注) 船舶の安全に関する図記号については、別途「船舶安全法」によること。

別表 2-3：誘導サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動等円滑化のための主要な設備	エレベーター、トイレ（多機能トイレ等の情報含む）、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所
アクセス交通施設	鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、タクシーのりば、レンタカー、駐車場
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街

別表 2-4：位置サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動等円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、トイレ（多機能トイレ等の情報含む）、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室

別表 2-5：構内案内図に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、その間の経路、階段、乗り換え経路、乗り換え口、移動等円滑化された経路
移動等円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、トイレ（多機能トイレ等の情報含む）、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室
アクセス交通施設	鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、タクシーのりば、レンタカー、駐車場
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街

別表 2-6：旅客施設周辺案内図に表示する情報内容

情報内容		情報内容例
街区・道路・地点	地勢等	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、港、埠頭、運河、栈橋
	街区等	市、区、町、街区
	道路	高速道路、国道（国道マークを併記）、都道府県道、有名な通称名のある道路
	地点	インターチェンジ、交差点、有名な橋 （それぞれ名称を併記）
	交通施設	鉄軌道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場、地下道出入口・歩道橋
	旅客施設周辺の移動等円滑化設備	公衆トイレ、エレベーター、エスカレーター、傾斜路
	情報拠点	案内所
観光・ショッピング施設	観光名所	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地
	大規模集客施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園
	ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場
文化・生活施設	文化施設	博物館・美術館、劇場・ホール・公会堂・会議場、公立図書館
	スポーツ施設	大規模競技場、体育館・武道館・総合スポーツ施設
	宿泊集会施設	ホテル・結婚式場・葬斎場
	行政施設	中央官庁又はその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、交番、消防署、裁判所、税務署、法務局、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館
	医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福祉施設
	産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル
	教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所

参考 2-1：ヘボン式ローマ字つづり

- ・ヘボン式ローマ字のつづり方は下表のとおりである。
- ・備考は昭和 29 年 12 月 9 日付内閣告示第 1 号の「ローマ字のつづり方、そえがき」及び新村出編『広辞苑第四版』1991 の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」による。
- ・備考 2. 4. の符標は、明治 18 年に羅馬字会（日本の有識者による書き方取調委員会）が発行した『羅馬字にて日本語の書き方』及び昭和 21 年 4 月 1 日付運輸省達第 176 号の「鉄道掲示規程、修正ヘボン式によるローマ字のつづり方」を参照した。
- ・なお今日いうヘボン式は、慶応 3 年にヘボンの提唱したつづり方が先の羅馬字会の提言によって修正されたことから、明治後期から修正ヘボン式と呼ばれ（小泉保『日本語の正書法』1978）、戦後になって標準式あるいは単にヘボン式と呼ばれるようになった経緯がある。

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	ー	ゆ	ー	よ	ya	ー	yu	ー	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	ー	ー	ー	ー	wa	ー	ー	ー	ー
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

- 備考 1. はねる音「ン」は n で表わすが、ただし m、b、p の前では m を用いる。
2. はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。
3. つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表わすが、ただし次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
4. 長音は母音字の上に「-」（長音符標）をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
5. 特殊音の書き表わし方は自由とする。
6. 文の書きはじめ、及び固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

参考 2-2：角ゴシック体の書体例

- ・日本字及びアルファベットの角ゴシック体には、次の例などがある（カッコ内は書体名）。

出口案内 (新ゴ B)	出口案内 (新ゴ M)	出口案内 (新ゴ R)
出口案内 (タイプバンクB)	出口案内 (タイプバンクDB)	出口案内 (ナウGB)
Express (ヘルベチカ・ボールド)	Express (ヘルベチカ・ミディアム)	Express (ヘルベチカ・レギュラー)
Express (ユニバース65・ボールド)	Express (アクチデンツ グロテスク・ミディアム)	Express (アクチデンツ グロテスク・レギュラー)
Express (フルティガー・ボールド)	Express (ローティスサンセリフ・エクストラボールド)	Express (ローティスサンセリフ・ボールド)

参考 2-3：文字の大きさの選択の目安

- ・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20m 以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5m 以下、案内サインの見出しなどは10m 程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるために通常有効な文字の大きさを示している。
- ・遠距離視認用の大きな文字を壁付型などで視点の高さに掲出すれば、弱視者にとっては接近視できるので読みやすい。

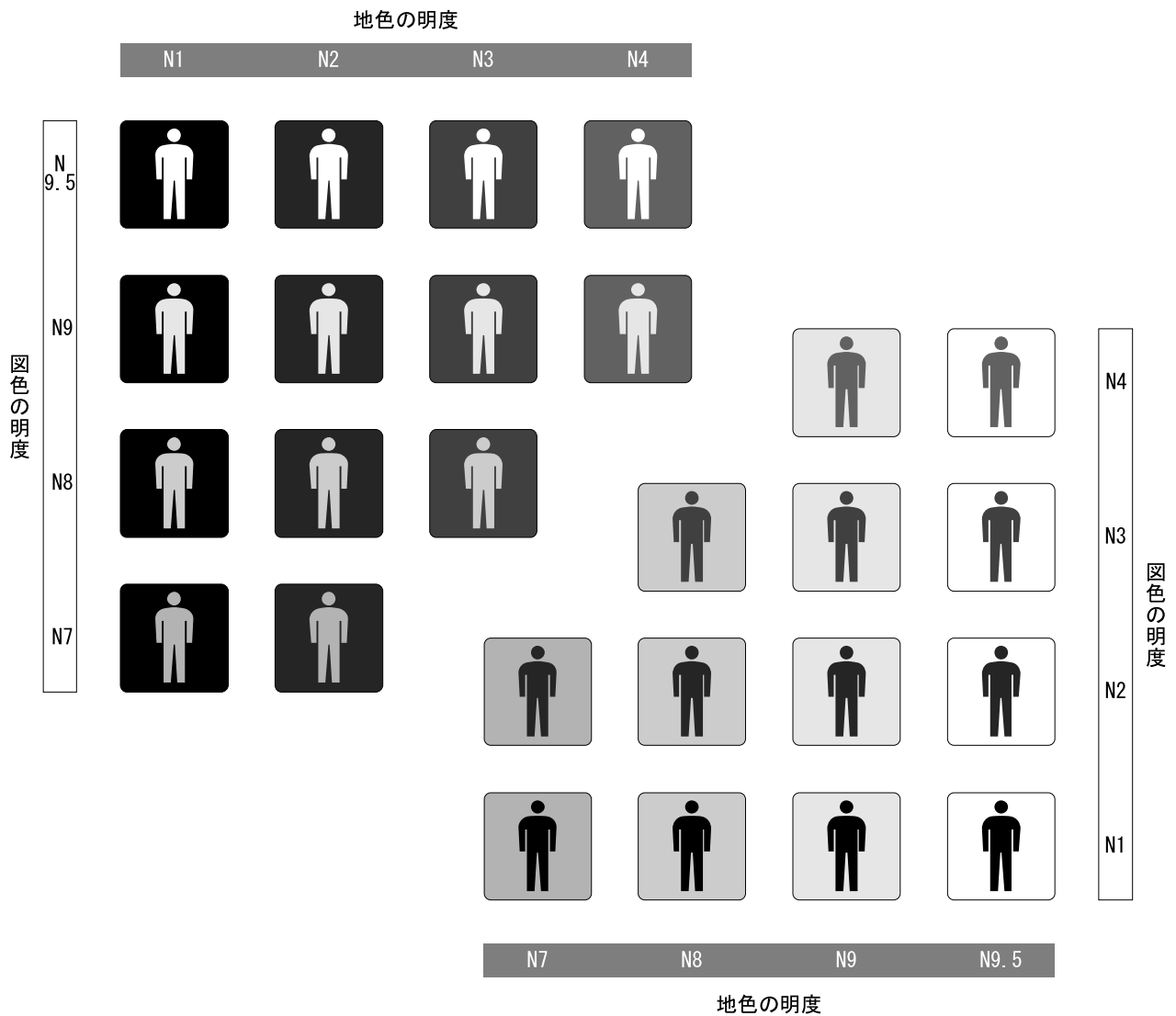
視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

- ・なお文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。

和文文字高		のりば 出口
英文文字高		Gates Exit

参考 2-4：図色と地色の明度対比例

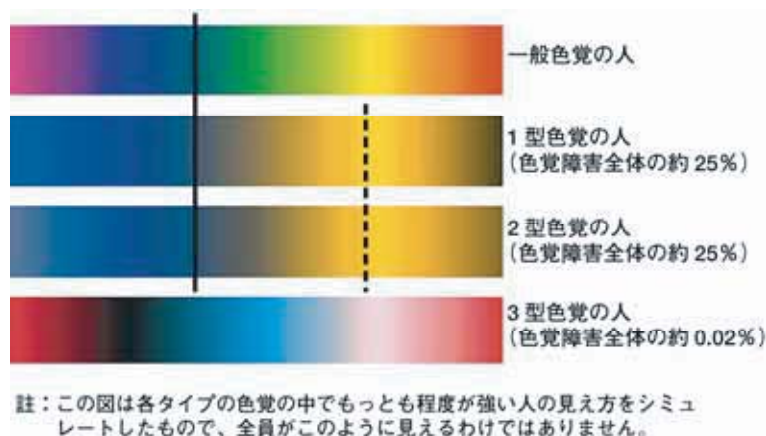
- ・サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすい。



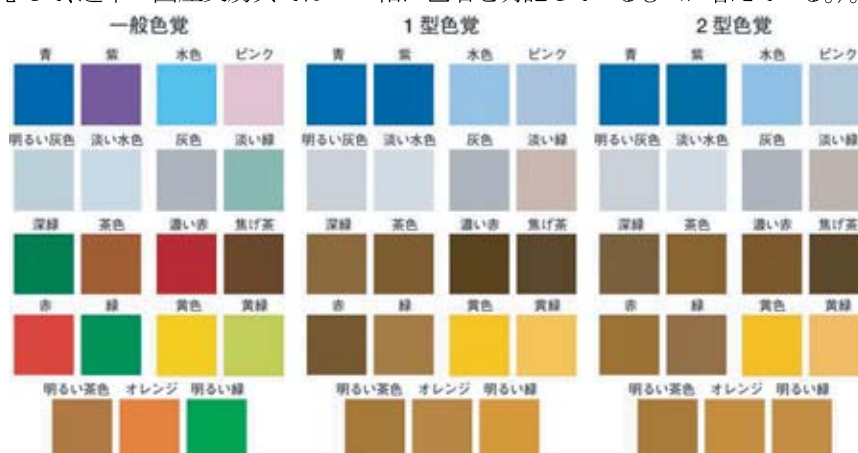
参考 2-5：色覚障害者の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ

～大多数を占める赤緑色覚障害（1型色覚、2型色覚）の特徴

- ・赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になっている。次図の、黒い実線から右(長波長)側の「赤～緑の領域」で、色の差が小さくなっている。この範囲では点線を中心に左右の色がほぼ対称に見えていて、「赤と緑」「黄緑と黄色」の差が特に小さくなっている。
- ・さらに1型色覚では、最も長波長側の視物質に変異があるため、赤が暗く感じられる。そのため「濃い赤」はほとんど「黒」に見える(弱視の人と同じ傾向がある。)。黒背景に赤い文字の電光掲示はほとんど読み取れず、また注意標示や時刻表などの赤が黒と同じに見えてしまう(交通信号機ではこの問題を避けるため、赤信号にはオレンジに近い色を使用している。)

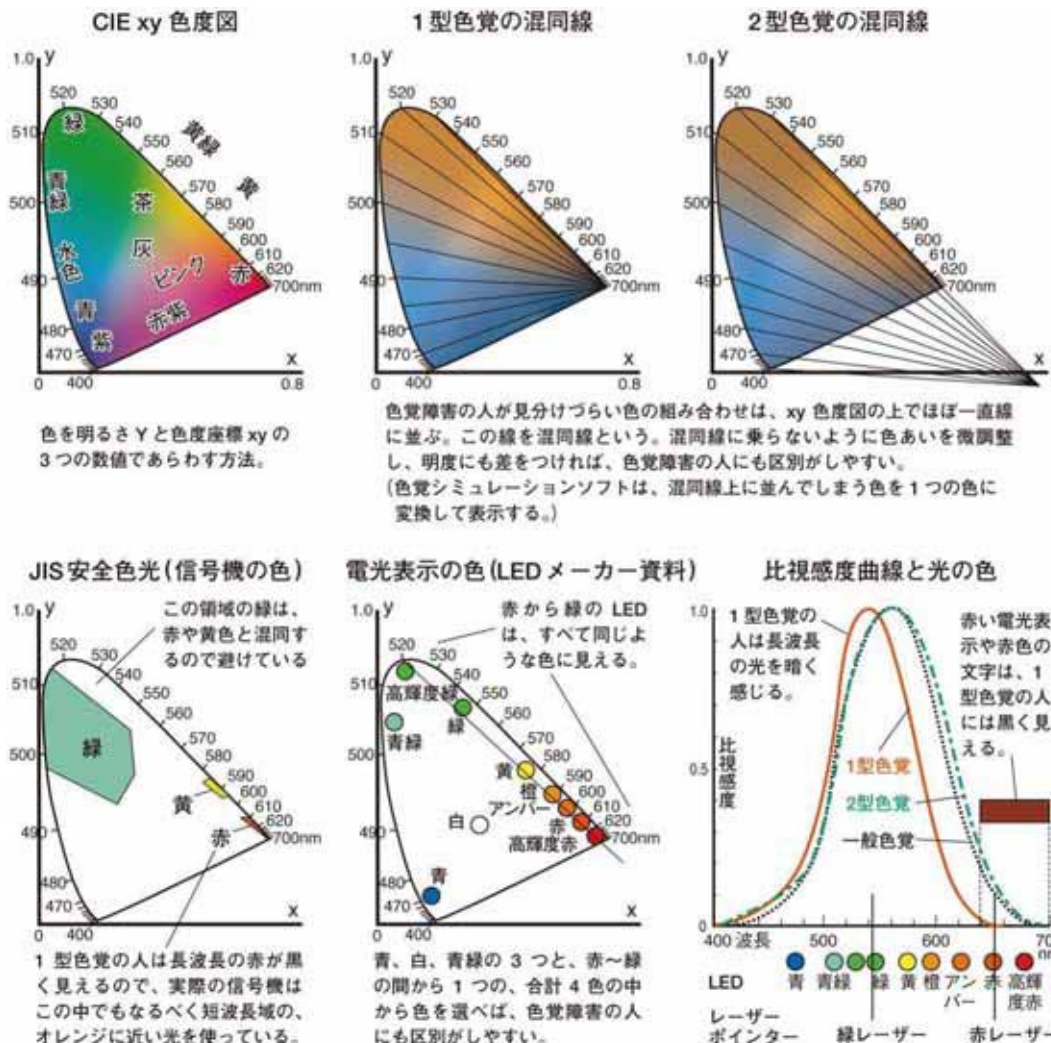


- ・ある色と、それにRGBの赤成分または緑成分を足した色が区別しにくくなる。「紫と青」「緑と茶色」「赤と茶色」などそれぞれの色が同じようにみえてしまう。
- ・彩度の低い色どうしも識別が難しく、「水色とピンク」「灰色と淡い水色、淡いピンク、薄緑」などがそれぞれ同じように見える。
- ・鮮やかな蛍光色どうしの見分けも苦手で、黄色と黄緑の蛍光ペンや、ピンクと水色の蛍光ペンは、それぞれほとんど同じ色に見える。
- ・赤と緑の一方の視物質がない分、色の識別において青視物質に依存する度合いが高いため、青色への感度はむしろ高い面がある。「赤と緑」や「黄色と黄緑」はほとんど同じ色に見えるが、緑と青緑は全然違う色に見える。交通信号機ではこれを利用して、緑の信号には青味の強い色を使用している。)
- ・色相(色あい)の見分けが苦手な分、明度や彩度の差にはむしろ敏感であり、同系色の明暗の識別には支障は少ない。
- ・ある程度の色は区別できるため、区別できないところにさらに色分けがあるとは考えない傾向がある。そのため色分けがされていること自体に気付かないことがある。
- ・一般の人の色覚に合わせて作られた「色名」(色のカテゴリー)に、色覚障害の人はうまく対応できない。そのため、色名が明記されていないとたとえ色が違うことが分かってそれぞれの色名が分からず、色名を使ったコミュニケーションが困難になる(これに対応して、近年の国産文房具ではペン軸に色名を明記しているものが増えている。)



出典：神奈川県「カラーバリアフリー『色づかいのガイドライン』」平成17年10月（一部加筆）

- ・色覚障害の人が見分けづらい色の組み合わせは、xy色度図の上でほぼ一直線に並ぶ。この線を混同線という。路線図など多くの色を使用する場合も、それぞれの色の範囲内で混同線に乗らないように色合いを微調整し、明度にも差をつけることによって、色覚障害の人にも区別がしやすくなる（色覚シミュレーションソフトを使うと、同じ混同線に乗る色が1つの色に表示されるので、見分けづらい組み合わせを確認できる。）。



出典：秀潤社「細胞工学」誌「色覚の多様性と色覚バリアフリーなプレゼンテーション」平成14年8月及び金芳堂「脳21」誌「色覚のタイプによって色はどのように見えるか」平成15年10月（一部加筆）

※なお、弱視者・色覚障害者に配慮した移動環境、サイン環境の課題については、あとがきを参照。

上記「参考2-5」をもとにした、色覚障害者における各サイン等の見やすさについてその一例を以下に紹介する。

（コラム）「色覚障害の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」の一例
（大多数を占める赤緑色覚障害（1 型色覚、2 型色覚）の場合の例）

背景の色と文字やサインの色について

■ 黒の背景の場合

- ・黒背景の上に重要な情報が赤字で表示されていてもその部分は黒く見えてしまい識別できない場合があるので、オレンジに近い赤や、黄色やオレンジを用いると視認しやすくなる。赤を用いる場合には、他の色との境目に細い白線を入れると視認しやすくなる。
- ・LED 表示は黒背景となるので、赤よりもオレンジ等を用いると視認しやすくなる。
- ・白内障の人は青が暗く見える場合があるため、黒背景の上には青よりも水色を用いると視認しやすくなる。

■ 色付きの背景の場合

- ・濃色の背景の上に別の色で文字やサインを表示すると、色覚障害の人には視認しづらい場合が多いので、色付きの背景では、文字やサインはなるべく白（濃色の場合）か黒（淡色の場合）で表示すると視認しやすくなる。

- ・ 路線マークなど、決められた色のサインを表示する場合には、周囲に白で縁取りをつけると視認しやすくなる。

■ グレーの背景の場合

- ・ 水色、ピンク、淡い緑などの文字はグレーの背景と混同しやすく、文字やサインが識別できなくなる場合があるので、黒か白、もしくは明度差がはっきりした濃色の文字やサインを用いて表示すると視認しやすくなる。

■ 白の背景の場合

- ・ 白内障の人は黄色が白と区別できない場合があり、1型色覚の人は水色や明るい青色が白と区別できない場合があるので、周囲に黒で縁取りをつけると視認しやすくなる。

■ 同系色の濃淡

- ・ 色覚障害の人は明度や彩度の差には敏感なので、同系色の濃淡で文字やサインを表示しても視認できる。

文字やサインの表示要素ごとの見分けにくい色の組み合わせについて

■ 赤と黒

- ・ 黒と対比させる場合はなるべくオレンジか、オレンジに近い赤を用いると視認しやすくなる。
- ・ 注意書きの文章や案内地図の現在位置表示等を赤で表示する場合は、下線を引く又は反転文字により示すといったように、色だけでなく形状でも変化をつけると視認しやすくなる。
- ・ 禁煙、立入禁止等の警告サインは、赤と黒が接するところに細い白縁を入れると視認しやすくなる。

■ 赤と緑

- ・ この組み合わせは識別できない場合があるので、赤と青、もしくは赤と水色を用いると視認しやすくなる。やむを得ず緑を使う場合は、緑ではなく青緑を用いると視認しやすくなる（緊急避難の経路図、トイレの空き・使用中の表示、扉の開・閉、エスカレーター等の進入可・不可、タクシーの空車・乗車など。）。
- ・ 色だけでなく、「空き・使用中」などの文字表示や、「○」「×」「↑」などの記号を用いると視認しやすくなる。
- ・ 表示ランプ等で赤と緑のランプが切り替わるものは識別できない場合があるので、色を変えるのではなく「点灯・消灯」や「点灯・点滅」の方が識別しやすくなる（携帯電話やデジタルカメラの充電状況の表示灯は「赤・緑」から「点灯・消灯」に変更された。）。

■ ピンクと水色

- ・ この組み合わせは識別できない場合があるので、赤と青を用いると視認しやすくなる。水色を用いる場合は、ピンクを赤紫（マゼンタ）に近い色にすると視認しやすくなる（トイレの男女を示すサインなど。）。

■ 黄色と明るい黄緑、オレンジと黄緑

- ・ この組み合わせは識別できない場合があるので、黄緑のかわりに青みの強い緑や、彩度の低いパステルカラーを用いると視認しやすくなる（案内図の塗り分けなど。）。

■ 青と紫

- ・ この組合せは識別できない場合があるので、やむを得ず青を用いる場合には、赤みの強い赤紫（マゼンタ）を用いると視認しやすくなる。

■ 茶色と赤、茶色と緑

- ・ この組合せは識別できない場合があるので、赤や緑の明度を大きく変えると視認しやすくなる（明るい緑と焦げ茶色、濃い緑と淡く明るい茶色など。）。

■ 蛍光色

- ・ 蛍光色どうしを組み合わせると識別できない場合があるので、蛍光色とくすんだ色を組み合わせると視認しやすくなる。

■ 電光表示の色

- ・ 光る色の識別は特に難しく、赤・橙・黄・黄緑・緑が全て同じ色に見える場合がある。色の違いによって識別することが必要な場合は、これらのうちなるべく1色を用い、その他色覚障害者にも識別しやすい青緑・青・白等を組み合わせると視認しやすくなる。

■ 路線や列車種別、店舗の種類や施設のゾーン等を色で区別している場合

- ・ 見分けやすい色の組み合わせを選ぶことが望ましいが、従前より情報として用いてきた色を変更することが難しい場合には、以下の配慮を行うことにより、視認しやすくなる。
 - ①同じ色名で表現できる色の中で、色相、明度、彩度を微調整すると視認しやすくなる（色の微調整によって一般の人への印象をあまり変えずに色覚障害の人への視認性を大きく向上できることがある。）。
 - ②色の上に頼るのでなく、文字を併記する、○△×といった形状を変える、ハッチングや紋様を施す、斜体・下線・枠囲み・明暗反転表記を併用することなど形状による識別を追加すると視認しやすくなる。

その他デザインについて

■ 色名の表記

- ・ 凡例等には、それぞれの色名を明記するとコミュニケーションがとりやすくなる。

■ 色面の境界

- ・ 色と色の境界には白または黒の細線で縁取りをすると、違う色で塗られていることが視認しやすくなる。

■色の面積等

- ・面積が広いほど色の違いが分かりやすくなるので、色付きの線は極力太くし、文字は極力太い書体を用いると視認しやすくなる。
- ・路線色によって車両等を色分けする場合には、なるべく太い帯状もしくは全体を色分けすると視認しやすくなる。
- ・車両等は、他の一般車両と判別しやすい色に明確に塗られていると視認しやすくなる。

■色指定の統一

- ・色覚障害の人は微妙な青みの違いや明度・彩度の違いにはむしろ敏感であるために、一般の人には大体同じように感じられる色が、色覚障害の人には全然違う色に見える場合がある。従って、案内図、壁面・床面等のサイン、パンフレット等の印刷物等で、同じものを示す場合にはそれぞれの色を統一すると視認しやすくなる（色を指定する場合は色名ではなく、カラーチップや CMYK 値などで数値的に行うと統一できる。）。

出典：神奈川県「カラーバリアフリー『色づかいのガイドライン』」平成17年10月及び秀潤社「細胞工学」誌「色覚の多様性と色覚バリアフリーなプレゼンテーション」平成14年9月を基に作成

参考 2-6：輝度からみたサイン器具の考え方

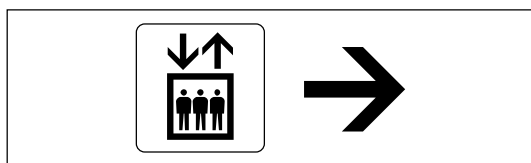
- ・サインの見やすさを保つためには、一定の表示面輝度を確保する必要がある。屋内に設置するサインの表示面輝度は $1,000\text{cd/m}^2$ 位までは大きいほど文字等が読みやすくなるが、それを超えるとまぶしくて読みづらくなる。
- ・表示面輝度を得る方法に従ってサインの器具を分類すると、照明器具を内蔵した内照式、表示面の外側に照明器具を付設した外照式、室内灯などの一般照明光源を利用した無灯式などに分かれる。
- ・視力が低下する高齢者等も考慮に入れると、一般的には、内照式は遠くから見る場合でも必要な輝度を確保しやすいが、近くから見るとまぶしさを感じやすい。外照式はまぶしさを感じにくい、遠くから見るのに必要な輝度を確保するには内照式の場合より灯具を増やすなどの対策が必要になる。無灯式は採光がある場合は必要な輝度を得やすいが、自然光がないときは一般照明に頼るので輝度不足になりやすい。

参考 2-7：誘導サインと位置サインの表示例

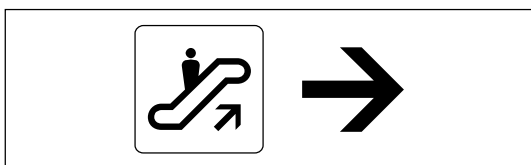
- ・ここでは、移動等円滑化のための主要な設備への誘導サイン及びそれぞれの位置サインの表示例を示している。
- ・エレベーター・エスカレーター・トイレ・身障者用設備の図記号はすでによく知られているため、図記号のみの表示とした。
- ・なおオストメイトの図記号は、JIS Z 8210 並びに一般案内用図記号検討委員会が策定した「標準案内用図記号」には含まれていない。

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

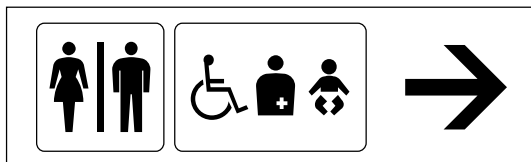
[エレベーター]



[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]

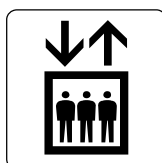


[きっぷうりば]



●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]

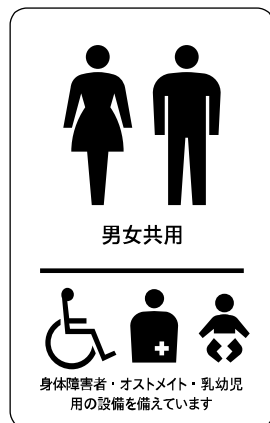


[きっぷうりば]

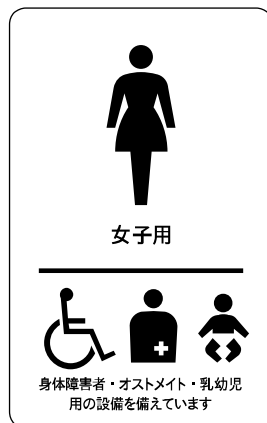


●多機能トイレの位置サイン（扉付型などの形式を想定）

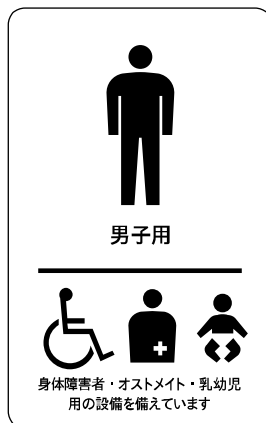
[男女共用]



[女子用]



[男子用]



[簡易型多機能便房]

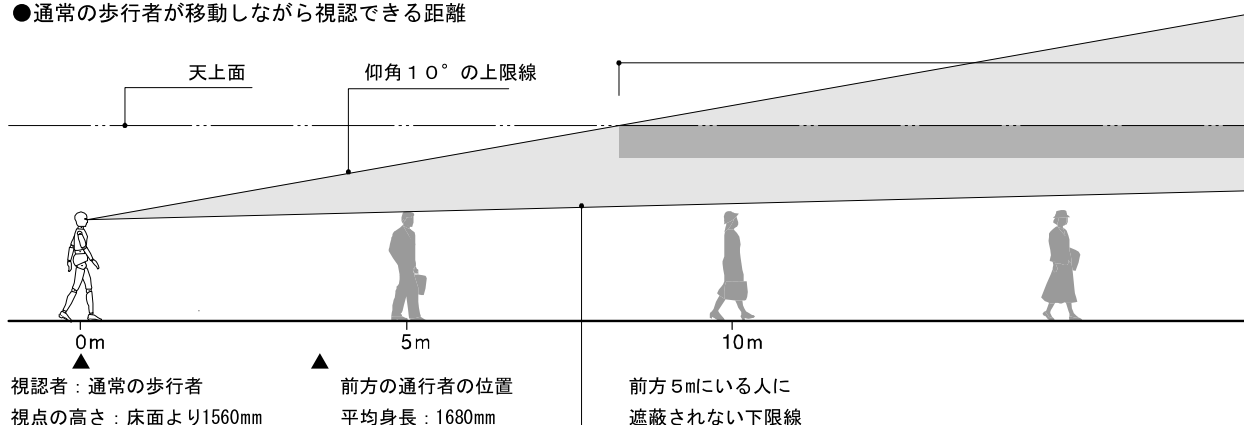


注）「男子」「女子」を識別する図記号は、識別性を高めるために、男子に寒色系の色彩を、また女子に暖色系の色彩を用いるのが現実的である。

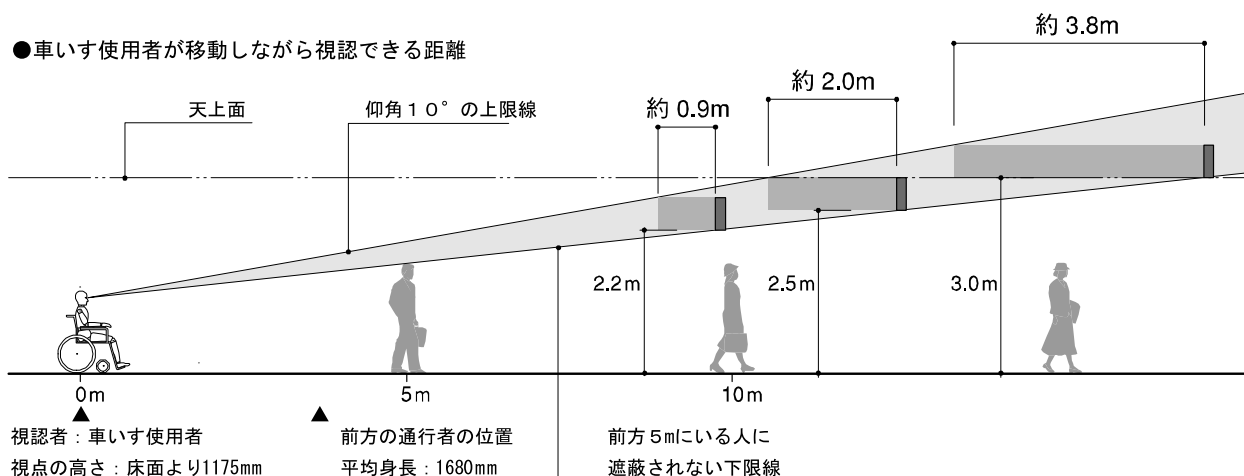
参考 2-8：遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角（水平からの見上げ角度） 10° より下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考えるべきで、その通行者より上が遮蔽するものがない見やすい範囲である。
- ・車いす使用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。従って一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。
- ・図に示すとおり混雑時に前方 5m の位置に他の通行者がいると想定すると、車いす使用者が器具天地 50cm のサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを 2.2m、2.5m、3.0m、4.0m とした場合、それぞれ 0.9m、2.0m、3.8m、7.5m となり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒 1.1m として計算）それぞれ約 0.8 秒、1.8 秒、3.5 秒、6.8 秒となる。（通常の歩行者では、掲出高さが 2.5m の場合は、視認できる距離は約 29.8m、視認が可能な時間は約 27 秒である。）

●通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



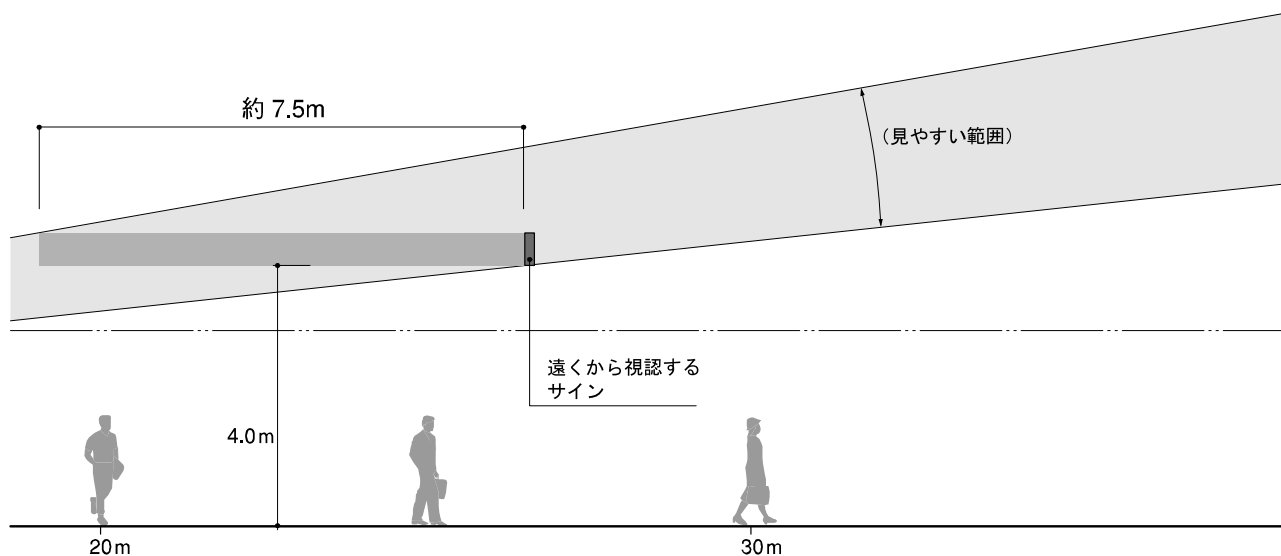
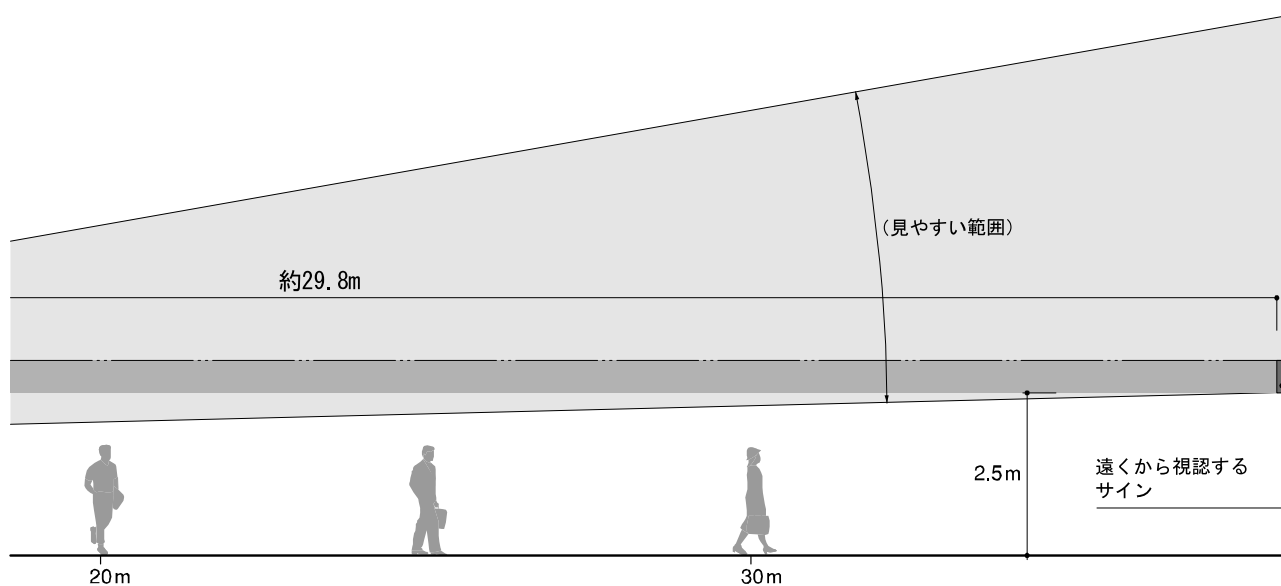
●車いす使用者が移動しながら視認できる距離



- ・視認可能時間が短いと見落とす確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
- ・このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定位置から仰角 10° より下の範囲内で、極力高くするのが適当である。

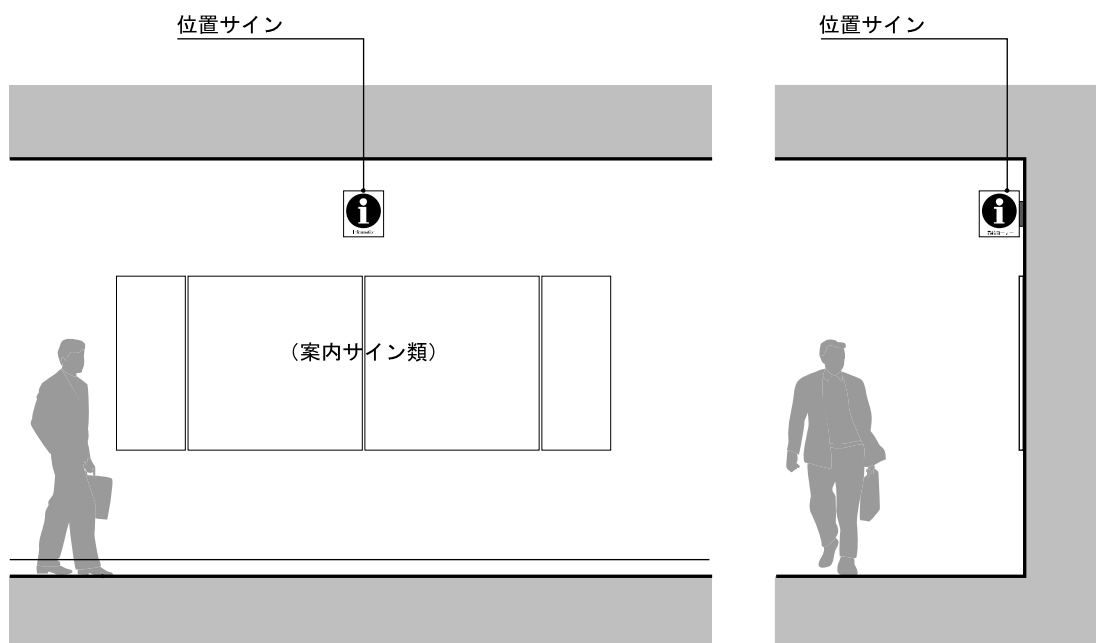
注 1) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方約 8° と記述している。

注 2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994 による。車いすの座面高は JIS T 9201-1987「手動車いす」の中型（400mm）とした。（以下サイン関連参考図共通）



参考 2-10：情報コーナーの表示例

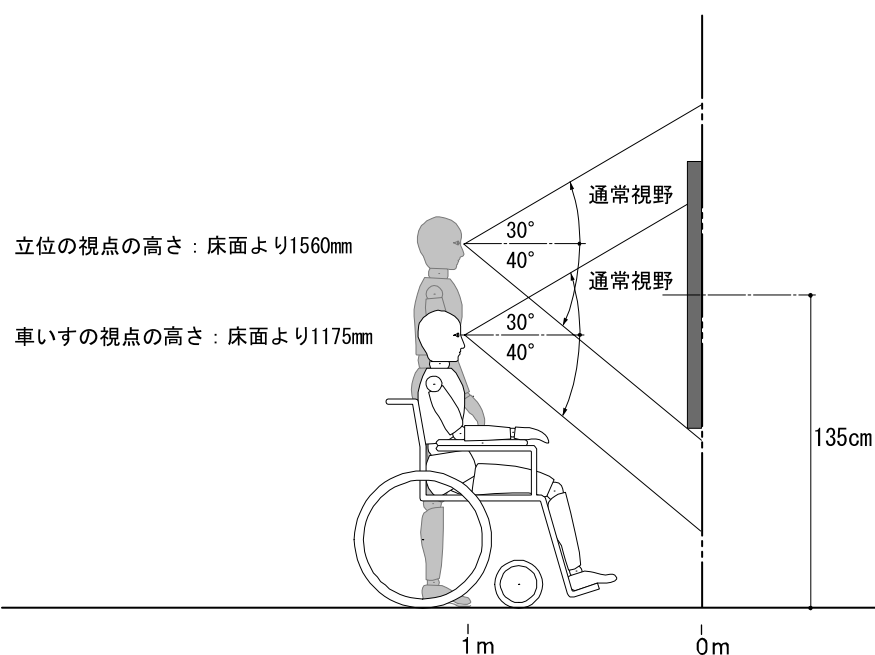
- ・ここでは、案内サイン類を集約的に掲出している場所（情報コーナー）を通路の延長方向から見つけやすいように設置する、情報コーナーの位置サインの表示例を示している。



参考 2-11：近くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・対面するものを見る場合、車いす使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ 40cm ほど下がっている。
- ・このことから、近くから見るサインを、立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である 135cm 程度と考えるのが適当である。

注）下図の通常視野は、日本建築学会編「建築設計資料集成 3 集」1980（丸善）による。



参考 2-13：可変式情報表示装置の表示例

遅延、運休などの緊急情報を表示している（JR 東日本）。



- ・発車番線、発車時刻、車両種別、行き先を表示している。難しい
- ・フルカラーLED 表示により色覚障害者の見え方に配慮した配色を用いている（JR 東海）。



* 上記表示板において、左図は一般色覚の見え方、右図は色覚障害者（2 型色覚）の見え方

参考 2-14：可変式情報表示装置の設置例

- ・ここでは、改札口に設置する可変式情報表示装置の設置例を示している。

